

◆障害学生の修学支援・II◆

第一回 教育の機会均等

筑波技術大学教授 石田久之

昨年に引き続き、この場を提供してもらえらることになりました。かなり書き残した部分があるので、それらを補足しつつ、今年はいく少しリラククスして読めるような内容も含めたいと思っています。笑いをとるようなテーマではありませんが、あまりに肩肘を張っているのも、しんどいだけです。

アメリカとオーストラリア

さて、新年度は海外の話から始めたいと思います。日本の高等教育機関の障害学生支援は欧米に比べかなり遅れています。法の整備などから見て二〇年くらいの遅れがあると言われてはいますし、何より大学を訪問するとサービス内容やスタッフなどの点から、一目瞭然です。

今年の一月と三月にアメリカとオーストラリアの大学に障害学生修学支援（以下、今年も単に修学支援といいますが）の調査に行ってきました。オーストラリアには昨年も行き、

列車内の補聴システムにびっくりしたという話を書きました（大学と学生第一五号）。「障害を持つアメリカ人法（ADA法）」などから、障害者施策はアメリカを模範にすることが多いのですが、オーストラリアにも見習うべき点がたくさんあるように思います。

教育の機会均等

アメリカではシテイカレッジ、オーストラリアでは総合大学と技術系の大学を訪問しましたが、その三大学で気がついた点をご紹介します。今月号のテーマ、「教育の機会均等」です。まずは堅い話から、徐々にリラククスです。

前記の大学の学生相談カウンター近くには何種類ものパンフレットが並んでいます。その中に必ずと言ってよいほど「機会均等」や「法的権利」という内容の冊子が置いてあります。

アメリカなどでは、障害学生へのサービスは、学生サポートサービス（Student Support Services）の中で行われています。日本の大学にも学生（支援）センターなどがありますが、サポートサービスの範囲はかなり広く、一般学生のための学習相談（学習方法や単位の取り方などの相談）、留学生への対応（下宿の世話などを含む場合もあります）、そして障害学生への修学支援も行われています。障害も身体

障害だけではなく、学習障害や精神障害にも、係わっています。つまり、「教育の機会均等」。

これらが意味していることは、大学という一つのコミュニティの中で、文化的（例えば宗教）あるいは社会的な（例えば障害の有無・程度）広がり（違い）を認め、誰もが等しく教育を受けられるようにしているということ。つまり、「教育の機会均等」。

この言葉、教育界に身をおいていれば、ときどき耳にしますが、しかし、具体的に、身近なところで、どのように実践されているのかということになると、甚だ不明瞭ではないでしょうか。理想、考え方だよ、と言われかねません。権利などと書かれたパンフレットを見ると、仰々しいとか殊更にという感じがしますが、彼らには自然にこの言葉が出てくるのでしょうか。しかしこの原則に立ってこそ、「障害学生の修学支援はどこまですればいいの」という質問に答えることができます。ゴールは、「教育の機会均等」の達成です。

「言うのは簡単だけど、そんなところまでは無理」という声が聞こえそうですね。では、「逆に」こう考えたらどうでしょう。

聴覚障害学生に分かりやすいように講義の資料を予め作ると、これは健常学生にも役に立ちます。歩道と車道が分

離れたキャンパスにすると、これは健常学生にも教職員にも安全なキャンパスです。障害学生への配慮はその多くが健常学生にとっても嬉しいものです。障害学生へのちょっとした配慮で、みんなが学習しやすく生活しやすい大学になる、と。同じになるように遅れている部分を引き上げるのも必要ですが、ちょっとだけ工夫をして、最初から同じように対処し、少しずつ全体を押し上げていく。

高適な理想

ただ単に障害学生のためというだけでなく、経費を確保し、支援体制を動かすことはできないのではないのでしょうか。大きな目的の中で理解されてはじめて、修学支援の事業にゴーサインがでます。日本学生支援機構も、「教育の機会均等の保障」を目的とし、「学生にやさしい大学づくり」を掲げて、支援事業を展開しています（大学等における障害学生の修学支援の在り方について）。

高適な理想が必要だと思います。

